# 7月9日から新しい在留管理制度がスタート!

# 外国人労働者の雇入れ・離職の際は、<mark>在留カード</mark>を確認し、ハローワークへ届け出てください

すべての事業主は、雇用対策法に基づき、**外国人の雇入れと離職の際に、その氏名、在留資格、在留期間などについて確認し、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。** 

出入国管理及び難民認定法の改正などにより、**2012年7月9日**から、**中長期在留者**\*には、これまでの外国人登録証明書に代わって新しく「**在留カード」**が交付されます。外国人労働者を雇用する事業主の皆さまは、以後「**在留カード」を確認し、確実に届け出を行ってください。** 

※中長期在留者とは、以下のいずれにもあてはまらない人です。

①「3か月」以下の在留期間が決定された人 ②「短期滞在」の在留資格が決定された人 ③「外交」または「公用」の在留資格が決定された人 ④これら①~③に準じるものとして法務省令で定める人 ⑤特別永住者 ⑥在留資格のない人

届出事項 ※⑦は外国人労働者が 資格外活動を行う場合のみ

- ① 氏名
- ② 在留資格
- ③ 在留期間
- ④ 生年月日

- ⑤ 性別
- ⑥ 国籍・地域
- ⑦ 資格外活動許可の有無

## 1. 在留カードを持っている外国人の場合

**在留カードの提示を求め**、届出事項を確認し、**在留カードの表記どおりに**、外国人雇用状況届出書に記入してください。 (注) 届出書の氏名欄は、ローマ字又は漢字で記載してください。



住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長

#### <外国人雇用状況届出書>



在留期間の欄は、 満了日を記入して ください

(雇用保険の被保険者ではない場合

●在留カードを持っていない外国人については、裏面をご覧ください→



生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

在留資格変更許可申請中

LL240629派外01

### 2. 在留カードとみなされる「外国人登録証明書」を持っている外国人

2012年7月9日時点での、本人が有する在留資格およびその年齢により、次の期間、 「外国人登録証明書」が在留カードとみなされます。

在留資格	年齢	「外国人登録証明書」の有効期間
永住者	16歳以上	2015年7月8日まで
	16歳未満	2015年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特定活動※	16歳以上	在留期間の満了日または2015年7月8日のいずれか早い日まで
	16歳未満	在留期間の満了日、2015年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
上記以外の 在留資格	16歳以上	在留期間の満了日
	16歳未満	在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで

※ 特定研究活動等により「5年」又は「4年」の在留期間が付与されている人に限ります。

この場合、「外国人登録証明書」によって届出事項の①~⑥を確認してください。届出事項 は証明書の表記どおりに記入し、⑦については、次のいずれかで確認してください。

⑦旅券の資格外活動許可証印 の就労資格証明書

※届出書の氏名欄は、外国人登録証明書の表記どおりに、「ローマ字のみ」又は「漢字のみ(氏名の一部 に用いられているひらがな・カタカナを含みます。)」のいずれか一方で記載して下さい。

ローマ字と漢字の併用はしないで下さい。

(誤) 千代田 JENNIFER YOKO ちよだ じぇにふぁー ようこ

(正) CHIYODA JENNIFER  $Y \cap K \cap$ 

#### <外国人登録証明書>









#### <就労資格証明書>



### 3. 在留カードや2の外国人登録証明書を持っていない外国人

在留カード及び在留カードとみなされる外国人登録証明書のいずれも所持 していない外国人(中長期在留者に該当しない人や、入国管理局から在留 カードの郵送待ちの人)については、**旅券(パスポート)※によって届出事** 項の①~⑥を確認してください(旅券の表記どおりに記載してくださ (\<sub>1</sub>) .

⑦については、次のいずれかで確認してください。

⑦旅券の資格外活動許可証印 
の資格外活動許可書 の就労資格証明書

※事情により旅券を所持していない一部の外国人については、「在留資格証明書」が交付されている場合がありますので、 旅券の代わりに、在留資格証明書で確認してください。



↑在留資格•在留期間 の確認ができます

外国人雇用状況の届け出については、 事業所を管轄するハローワークへお問い合わせください。 上陸許可証印